

新型コロナウイルス感染症対策に係る本会の対応について

令和2年2月27日制定
(令和2年3月3日一部改正)
(令和2年3月9日一部改正)
(令和2年3月27日一部改正)
(令和2年4月7日一部改正)
(令和2年4月21日一部改正)
(令和2年5月12日一部改正)
(令和2年5月19日一部改正)
(令和2年6月2日一部改正)
(令和2年6月16日一部改正)
(令和2年6月22日一部改正)
(令和2年7月15日一部改正)
社会福祉法人東広島市社会福祉協議会

1. 東広島市社協が主催する行事等の取扱いについて

(1) 趣旨及び目的

広島県は、5月22日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を変更し、外出の自粛（都道府県をまたぐ不要不急の移動は除く）や施設の使用制限等を解除した。

また、5月25日に国は緊急事態宣言を解除したが、広島県及び東広島市では、7月31日まで、引き続き、イベント開催の制限等に取り組むものとしている。

これら国・県・市の方針を踏まえ、本会が主催・共催する行事等の対応方針を以下のとおりとする。

(2) 対応方針

- 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とする。
- 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保できること（できるだけ2m）。

上記を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

- ①3つの密の発生が原則想定されないこと
- ②入場者の制限や誘導、手指の消毒施設の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③行事の前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ④密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

(3) 対象期間

令和2年7月31日（金）まで

※ただし、広島県の対処方針や本市の感染者の状況を踏まえ、適時見直しを行う。

(4) その他

地区社協や地域サロンをはじめ、その他のボランティア活動等については、上記を踏まえた開催となるよう、関係者への周知を行う。

※1「主催等」…「主催及び共催」のことを言う。

※2「行事等」…「講演会、研修会、セミナー、各種行事」のことを言う。

(5) その他、市受託事業等の対応について

事業名	対応
重度障害者移動支援	<p>○6月10日から再開（6月1日から利用申請の受付を開始）。</p> <p>○利用目的・市内・利用時間等の利用制限を行う。また、運転席・後部座席を仕切り、介護者（ヘルパー等）の同乗を条件にし、運転手の安全を確保。1回の利用毎に消毒を実施する。</p>
社会参加促進 (養成講座)	<p>○手話・要約・点字奉仕員養成講座は3密を回避し7月より順次開催する。</p> <p>○手話は講師・受講生共にクリアマスク着用</p>
社会参加促進 (プールV活動支援)	<p>○市内小学校の「夏休み地域開放プール」の中止に伴い中止とする。</p>
学習支援	<p>○6月6日（土）から再開。</p> <p>○送迎時の3密をクリアするため、児童生徒を2グループに分け隔週での出席とする。</p>
センター管理	<p>○5月18日から貸館を再開。なお、東広島市総合福祉センターについては、13時から15時までは休館とする。</p> <p>○人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。</p> <p>○利用者の体調確認（検温）、3密及び手指消毒等の徹底、「新しい生活様式」の啓発等を行う。</p>
地域サロン	<p>○市の方針（通いの場）に準じて5月19日から再開。</p> <p>○チェックリスト、熱中症対策等の注意文書を送付。</p>
高齢者外出支援 サービス	<p>○当面の間中止とする。</p> <p>○再開に向けて、3密の回避方法、利用者数（乗車定員）、利用時間等の条件について市と協議検討中。</p>
マイクロバス貸出	<p>○高齢者外出支援サービスに準じた対応とする。</p>
福祉車両貸出	<p>○4月7日から再開。</p> <p>○世帯の状況や使用目的、3密への対応等を踏まえ、貸出が必要と思われるケースについてのみ対応する。娯楽や行楽への使用は不可。</p>
そよかぜねっと	<p>○6月1日から活動を再開。</p> <p>○手指消毒、マスクの着用、3密状態への対応に注意を払いながら対応。</p>
法人後見 かけはし	<p>○6月1日から支援員による利用者への支援を再開。</p>